

札幌保健医療大学における人権擁護等に関する規程

(趣旨)

第1条 札幌保健医療大学（以下「本学」という）における人権の擁護及び人権問題への対応に関しては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）その他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、本学の教職員及び学生が関わる就労及び修学上のすべての状況において、人権を互いに尊重し合い、不当に人権を侵害されることのないよう良好な環境の確保・維持することを目的とする。

(人権に係る問題)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる人権問題の防止と解決を図り、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント問題。

(2) 就労及び修学における、性的な性格の無い嫌がらせの問題（アカデミック・ハラスメント等）。

(3) 前1・2号に該当しない「嫌がらせ」であって、本学における公的又は事実上の権力を利用し、又は多数の者が共謀して行うもので、同一相手に対する、同一集団の偶発的、継続的な「嫌がらせ」を含む。（パワー・ハラスメント）。

(4) 性（ジェンダー）に基づく、男女の固定的役割分担意識からくる差別の問題（ジェンダー・ハラスメント）。

(5) 本学学生間での同一相手に対する偶発的、継続的な「嫌がらせ」「いじめ」に相当する行為。（ピア・ハラスメント）。

(6) 大学におけるノーマライゼーション（社会的弱者との共生）の実現をはばむ様々な有形無形の問題。

(7) その他、国籍や人種による差別の問題。

(学長の責務)

第3条 学長は、教職員及び学生の人権に関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応する体制を整備するとともに、人権教育及び人権啓発に関する各種研修の実施及び環境の整備を行い、本学における人権問題の防止に努め、事後措置を含め必要な措置を適宜講じなければならない。

(監督者の責務)

第4条 教職員又は学生を監督又は指導する地位にある者（以下「監督者」という。）は、人権教育及び人権啓発並びに人権侵害の防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員及び学生の責務)

第5条 教職員及び学生は、この規程及びこの規程に基づき定められた規程等を遵守し、互いの人権を擁護するとともに、人権問題が生じた場合はその解決に協力しなければならない。

2 教職員及び学生は本学が行う調査に誠実に協力する義務を負う。

(人権擁護委員会)

第6条 本学の人権擁護に関する調査、解決等の審議機関として人権擁護委員会を置く。

2 人権擁護委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 苦情相談事案の調査、検討に関すること。

(2) 学長への人権調査委員会の設置勧告に関すること。

(3) 人権調査委員会調査結果報告書に基づく人権問題の解決策等に関すること。

(4) 人権の擁護と人権問題解決のために必要と認められる学長及び監督者への提言及び勧告に関すること。

(5) 人権問題の当事者に対する人権侵害の停止勧告等に関すること。

3 その他人権擁護委員会に関し必要な事項は別に定める。

(苦情相談への対応)

第7条 苦情相談に対応するため、本学に人権問題相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 教職員及び学生は、相談員に直接相談することができる。その場合、相談者と同姓の相談員を同席させ、原則として2名以上で対応する。

3 相談員は、人権問題に関する調査や人権侵害の認定に関する業務には関与しない。

(相談員)

第8条 相談員は、次の各号に掲げるものの中から、学長が任命する。

(1) 事務職員

(2) 教育職員

2 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談員は、苦情相談に係る問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、必要に応じ相互に連携、協力し、苦情相談への対応に当たるものとする。

4 相談員は、教職員又は学生から苦情相談の申し出があった場合には、速やかに苦情相談を受ける場所、日時及び対応する相談員の氏名等を、苦情相談を申し出た者（以下「相談者」という。）に対して明示する。

5 相談員は、緊急性があると判断した場合、相談の内容等を学長に報告することができる。

6 相談員による解決が困難な苦情相談事案は、相談者の合意を得て人権擁護委員会に対応を委ねる。

7 相談員は、人権問題防止のための啓発活動に協力するものとする。

(人権調査委員会)

第9条 学長は、人権擁護委員会から勧告があった場合には、人権問題の発生について事実関係を調査するため、調査機関として人権調査委員会を設置するものとする。

2 人権調査委員会は、次の各号に掲げる調査等を行う。

(1) 人権問題の発生に関する事実の調査に関すること。

(2) 調査結果報告書の作成及び学長への報告に関すること。

(3) 人権問題発生要因分析と対応策の提言に関すること。

3 人権調査委員会は、人権擁護委員会委員長により選考された学内外の有識者3名以上で構成するものとし、学長が任命する。

4 人権調査委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

5 人権調査委員会が必要と認めるときは、会議に学内外者の出席を求めて意見を聴くことができる。

6 人権調査委員会は、調査の途中において、犯罪行為と判断される場合又は就労上あるいは修学上の措置を必要とする場合等には、速やかに口頭又は書面により、学長に報告するものとする。

7 学長は、人権調査委員会が行う調査に必要な経費を確保するほか、調査を円滑に行える環境を整備するものとする。

8 人権調査委員会は、調査等が完了したとき、又は申立人が調査の途中で調査打ち切りを申出、学長がこれを承認したときに解散するものとする。

9 その他人権調査委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(不服の申立て)

第10条 申立人又は被申立人は、人権擁護委員会から通知された解決策について、通知日から7日以内に人権擁護委員会に対し、1回に限り不服申立てを行うことができるものとする。

(秘密の保持等)

第11条 苦情相談の対応に当たる相談員等は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 教職員及び学生は、人権問題に対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力、その他人権問題に関して正当な対応をした教職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽申立ての禁止)

第13条 教職員及び学生は、苦情相談、ハラスメントの調査等に際して虚偽の申立て又は証言をしてはならない。

(所管事務)

第14条 委員会の事務は、総務課又は学務課において所管する。

(雑則)

第15条 この規程の定めるもののほか、人権擁護等に関する必要な事項は、教授会を経て学長が定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

[別紙「不服申立書」](#)

不 服 申 立 書

人権擁護委員会 委員長 様

平成 年 月 日付で通知された解決策について、下記の理由に基づき不服を申し立ていたします。

記

1. 不服申立て理由：

平成 年 月 日

不服申立者（自署）
